

# 15歳から30歳未満までの若者が対象！！ フリースクール利用料の助成をします。

若者支援に関する取り組みとして、以下の目的でフリースクール利用料の助成制度を運用しております。

- ①若者がフリースクールに通いやすくなること。
- ②若者の社会とのかかわりを促進すること。

## 助成額

最大 **1万円** (月あたり)

月の利用料の**3分の1**

## 対象者

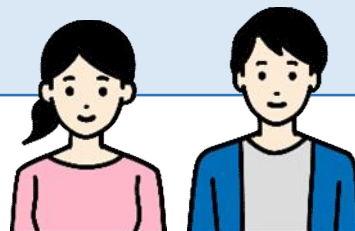
吉川市在住の

**15歳** (義務教育後) から

**30歳** 未満まで

フリースクールに通っている方

## フリースクールについて



### 対象となるフリースクールの条件

通所による生活習慣等の改善を行っていること。

社会とのかかわりを促進する活動を行っていること。

週に3日以上開設していること。

※学習塾・サテライト校などの施設は対象外

[詳細は裏面へ](#)

(お問い合わせ先) 吉川市こども福祉部子育て支援課

電話 048-940-6200 (直通)

メール [kosodate2@city.yoshikawa.saitama.jp](mailto:kosodate2@city.yoshikawa.saitama.jp)



# 吉川市若者に対する フリースクール利用料助成

## 利用の流れ

### 1. 申請書の提出



#### 【提出物】

- ・吉川市若者に対するフリースクール利用料助成金交付申請書
  - ・フリースクールに入校していることが確認できる書類
  - ・対象費用の金額が確認できる書類
- これらを持って子育て支援課窓口までご提出ください。

### 2. 交付決定 [吉川市]

市から「吉川市若者に対するフリースクール利用料助成金交付決定通知書」または「吉川市若者に対するフリースクール利用料助成金不交付決定通知書」が届きます。

### 3. 実績報告書の提出

#### 【提出期間】

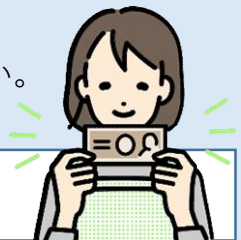
4月分から9月分の利用料 >>> **10月1日～10月31日**  
10月分から3月分の利用料 >>> **4月1日～4月10日**

#### 【必要書類】

- ・吉川市若者に対するフリースクール利用料助成金実績報告書兼請求書
- ・吉川市フリースクール利用確認書

必要書類を提出期間内に子育て支援課までご提出ください。

### 4. 助成金の払い込み [吉川市]



市が「3.実績報告書の提出」で提出された実績報告書を確認し、指定された口座に助成金を振り込みます。